

先生各位

厚生労働省通知

## 「我が国における新たな多剤耐性菌の実態調査等について」 に関するご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省通知「我が国における新たな多剤耐性菌の実態調査等について」において、新たな多剤耐性菌が疑われる検体については、国立感染症研究所への菌株提供の協力依頼がなされておりますが、このたび、新たに「調査の対象となる菌」に追加事項がございました。これを受け、本件に対する弊社の対応についてご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

### 《調査の対象となる菌》（厚生労働省通知事項より）

調査の対象となる菌は、「腸内細菌科の細菌（大腸菌、肺炎桿菌、セラチア、エンテロバクター等）であって、かつ、カルバペネム系、フルオロキノロン系、アミノ配糖体系の3系統すべての抗菌薬（各1剤以上）に「R」と判定されたもの」、さらに、追加事項として、「カルバペネム系に「S」または「I」、フルオロキノロン系に「R」、アミノ配糖体系に「R」と判定されたもののうち、セフトジジムに「R」、または、セフトジジムディスクの周囲に阻止円が観察されない株」とされています。

### 《弊社の対応について》

厚生労働省通知事項に基づき、弊社では以下のように対応させていただきます。

1. 薬剤感受性検査を実施した菌を対象といたします。また、ご依頼の薬剤に関わらず調査対象菌の判定をいたします。
2. 調査の対象となる菌については以下の指標（1）または（2）にて判断いたします。
  - （1）腸内細菌科の細菌で、カルバペネム系、フルオロキノロン系、アミノ配糖体系の3系統すべての抗菌薬（各1剤以上）に「R」と判定されたもの。
  - （2）腸内細菌科の細菌で、カルバペネム系に「S」または「I」、フルオロキノロン系に「R」、アミノ配糖体系に「R」と判定されたもののうち、セフトジジムに「R」と判定されたもの。

**判定値「R」とは、測定した MIC（最小発育阻止濃度）値が「R」域にあるものを指します。**
3. 調査対象となる菌が検出された場合、カルバペネム系、フルオロキノロン系、アミノ配糖体系の3系統の薬剤およびセフトジジムの測定結果を付記し、FAX 報告書にてご連絡させていただきます。
4. 対象菌株はご指示によりご返却させていただきます。

以上